18933　［ＤＩＣ］アワードフロアブル　東京都千代田区大手町二丁目２番１号　日本曹達株式会社　取締役社長　石井彰
21258　ダントツフロアブル　東京都中央区新川二丁目27番１号　住友化学株式会社　社長　十倉雅和
21259　スタークル液剤１０　東京都中央区日本橋一丁目19番１号　三井化学アグロ株式会社　代表取締役社長　谷和功
21260　スタークルメイト液剤１０　〃

２．農薬の種類
登録番号及び農薬の名称ごとの農薬の種類は、次のとおりである。
（次のとおり）は省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第九百七十二号**

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第十五条の二第六項において準用する同法第二条第三項の規定により、次の農薬を再登録し、同法第六条の七の規定により公告する。

平成二十八年四月七日　農林水産大臣　森山　裕

１．登録番号、農薬の名称並びに登録外国製造業者及び国内管理人の氏名及び住所

| 登録番号 | 農薬の名称 | 登録外国製造業者及び国内管理人の氏名及び住所 |
|---|---|---|
| 21928 | フェラモール | ドイツ連邦共和国エメルタール　Ｄ－31860　アンデルミューレ　３　ベー　ノイドルフ　ゲーエムベーハー　カーゲー（ノイドルフ社）　最高経営責任者　ハンス　マーチン　ローマン<br>（東京都江戸川区東小岩四丁目１番16号　高村斉治） |
| 21929 | スラゴ | 〃 |

（備考）　（　）は国内管理人の氏名及び住所である。

２．農薬の種類
登録番号及び農薬の名称ごとの農薬の種類は、次のとおりである。
（次のとおり）は省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第九百七十三号**

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第六条の五第二号の規定により、次の農薬の登録は失効したので、同法第六条の七の規定により公告する。

平成二十八年四月七日　農林水産大臣　森山　裕

平成28年１月28日付けをもって登録失効したもの

| 登録番号 | 農薬の種類 | 農薬の名称 | 製造者又は輸入者の氏名及び住所 |
|---|---|---|---|
| 19973 | アゾキシストロビン・プロベナゾール粒剤 | アミスターオリゼメート粒剤 | 東京都中央区京橋二丁目４番16号　Ｍｅｉｊｉ Ｓｅｉｋａ ファルマ株式会社　代表取締役社長　小林大吉郎 |
| 20074 | プロベナゾール粒剤 | 側条オリゼメート粒剤 | 〃 |
| 21263 | フィプロニル・プロベナゾール粒剤 | Ｄｒ．オリゼプリンス粒剤１０Ｄ | 〃 |
| 22022 | イミダクロプリド・フィプロニル・プロベナゾール粒剤 | ビルダープリンスアドマイヤー粒剤 | 〃 |
| 22026 | フィプロニル・オリサストロビン・プロベナゾール粒剤 | プリンスオリゼメート嵐５粒剤 | 〃 |
| 22065 | ジノテフラン・フィプロニル・プロベナゾール粒剤 | ビルダープリンス　タークル粒剤 | 〃 |
| 22218 | フィプロニル・オリサストロビン・プロベナゾール粒剤 | Ｄｒ．オリゼプリンスエース粒剤 | 〃 |

**○最高裁判所告示第１号**

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第三条第一項及び第二項の規定に基づき、対象施設の敷地及び当該対象施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。

平成二十八年四月七日　最高裁判所長官　寺田　逸郎

最高裁判所庁舎

| 対象施設の敷地 | 東京都千代田区 |
|---|---|
| 対象施設に係る対象施設周辺地域 | 東京都千代田区 | 隼町四番（次の図面に示す部分に限る。）<br>隼町、麹町一丁目一番地、五番地及び七番地、永田町一丁目八番、十番及び十一番、永田町二丁目十九番、平河町一丁目六番から九番まで並びに平河町二丁目 |

備考
一　「次の図面」は省略し、その図面を最高裁判所に備え置いて縦覧に供する。
二　側端の一方のみがこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
三　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象施設の敷地及び対象施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

# 国会事項

## 衆議院

### 告示

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第三条第一項及び第二項の規定に基づき、対象施設の敷地及び当該対象施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。

平成二十八年四月七日　衆議院議長　大島　理森

一　国会議事堂（衆議院所管部分）

| 対象施設の敷地 | 東京都千代田区 | 永田町一丁目七番（次の図面に示す部分に限る。） |
|---|---|---|
| 対象施設に係る対象施設周辺地域 | 東京都千代田区 | 永田町一丁目、永田町二丁目一番から十番まで、十六番及び二十番、霞が関二丁目並びに霞が関三丁目一番から七番まで |